三　担当理事等が内部格付制度の運用に重大な影響を与えるような既存の方針の重要な変更及び例外について理事会等に報告していること。
四　担当理事等が内部格付制度の設計及び運用を十分に理解しており、かつ、既存の過程と実務の重要な相違点について承認していること。
五　担当理事等が内部格付制度の適切な運用を継続的に確保していること。
六　担当理事等が次条第一項に定める信用リスク管理部署の担当者と格付付与手続の実績、改善すべき分野及び既に認識している問題点の改善状況を検討するため定期的に会合を行っていること。
七　理事会等及び担当理事等に対する報告書において格付が不可欠な役割を果たしており、かつ、格付別の特性、格付の遷移、各格付に関連する変数の推計値、PD（先進的内部格付手法を採用した場合はPD、LGD及びEAD）の推計値と実績値との比較その他の格付に関する重要な事項が理事会等及び担当理事等に対して報告されていること。

（標準的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百四十七条の三　［略］

［２・３　略］

４　第一項のEAD^{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネッティング・セットごとに算出した額とする。

一　ＳＡ－ＣＣＲを用いる場合　第五十六条の二第一項に規定する与信相当額の割引現在価値

［号を削る。］

二　［略］

５　第一項並びに前項第一号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

（割引現在価値）＝（想定元本額又は与信相当額）×（１－EXP（－0.05×M_k））／（0.05×M_k）

M_kは、対応するM、M^{hedge}又はM_{ind}

６　［略］

［項を削る。］

（先進的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百四十七条の四　［略］

［２～４　略］

三　担当理事が内部格付制度の運用に重大な影響を与えるような既存の方針の重要な変更及び例外について理事会等に報告していること。
四　担当理事が内部格付制度の設計及び運用を十分に理解しており、かつ、既存の過程と実務の重要な相違点について承認していること。
五　担当理事が内部格付制度の適切な運用を継続的に確保していること。
六　担当理事が次条第一項に定める信用リスク管理部署の担当者と格付付与手続の実績、改善すべき分野及び既に認識している問題点の改善状況を検討するため定期的に会合を行っていること。
七　理事会等又は担当理事に対する報告書において格付が不可欠な役割を果たしており、かつ、格付別の特性、格付の遷移、各格付に関連する変数の推計値、PD（先進的内部格付手法を採用した場合はPD、LGD及びEAD）の推計値と実績値との比較その他の格付に関する重要な事項が理事会等又は担当理事に対して報告されていること。

（標準的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百四十七条の三　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

一　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合　第四章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二　標準方式を用いる場合　第五十六条の三に規定する与信相当額の割引現在価値

三　［同上］

５　第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

（割引現在価値）＝（想定元本額又は与信相当額）×（１－EXP（－0.05×M_k））／（0.05×M_k）

M_kは、対応するM、M^{hedge}又はM_{ind}

６　［同上］

７　第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD^{total}（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネッティング・セットのEAD^{total}とすることができる。

掛目＝$\sqrt{}$（Tm／10）

Tmは、第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

（先進的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百四十七条の四　［同上］

［２～４　同上］